

山梨県 発達障害児（者）支援ガイドマップ

本ガイドマップに掲載している機関は、令和6年8月1日時点において、本県で把握している機関のうち、ガイドマップの掲載について同意いただいた機関になります。したがって、県内のすべての機関を網羅しているわけではありません。

また、本ガイドマップは、発達障害児（者）やその家族に対して各機関の情報を公開することを目的としており、本県が各機関の推薦しているわけではありません。掲載されている情報は、各機関の自己申告に基づくものであるため、支援内容の詳細等については直接各機関にお問い合わせください。

～ガイドマップの見方～

* 本ガイドマップでは、どの機関でどのような支援が受けられるか、概要を確認いただくことができます。

支援機関は、以下の各分野に分けて記載しています。

1. 市町村の行政機関
2. 市町村の相談支援センター
3. 県関係の機関
4. 教育関係機関
5. 就労関係機関
6. 相談支援事業者等
7. 各市町村に所在する施設・事業者
8. 主に重症心身障害者向けの施設・事業者

* 各支援機関の支援等の概要について、詳細が記載されている個票が掲載されています。

目次で大まかな相談・支援内容等を確認し、詳細な情報は各機関の個票を御確認ください。

目次の一覧表の「No」欄順にそれぞれ掲載してあります。（目次の「No」欄の番号と個票左上の番号は突合します。）

* 次のページには個票に記載されている内容を紹介しています。どんな情報が含まれているか参考になさってください。